事前相談様式の作成に当たって

飼料安全の観点からの手続(「ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱要領」(令和2年2月7日付け元消安第4605号) (以下「飼料取扱要領」という。))又は生物多様性影響の観点からの手続(「農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の生物多様性影響に関する情報提供等の具体的な手続について」(令和元年10月9日付け元消安第2743号)(以下「生物利用通知」という。))の様式と共通の内容を記載する該当項目を整理しましたので、ご活用ください。

共通する内容を記載する項目

食品取扱要領(様式別紙1-1)の項目	飼料取扱要領(様式別紙1-1)の項目	生物利用通知(様式第1)の項目
①開発した食品の品目・品種名及び概要 (利用方法及び利用目的) *	①開発した飼料の品目・品種名及び概要 (利用方法及び利用目的)	1. ゲノム編集技術の利用により得られた 生物の名称及び概要
②利用したゲノム編集技術の方法及び 改変の内容 **	②利用したゲノム編集技術の方法及び 遺伝子改変の内容	6. 改変したゲノム編集の方法 7. 改変した遺伝子及び当該遺伝子の機能 8. 当該改変により付与された形質の変化
③外来遺伝子及びその一部の残存の確認に 関する情報 **	③外来遺伝子及びその一部の残存の確認に 関する情報	4. カルタヘナ法第2条第2項第1号の 細胞外において核酸を加工する技術の 利用により得られた核酸又はその複製物 を有していないことが確認された生物で あること

[※] 記載する内容の詳細については、「ゲノム編集技術応用食品等の取扱いに関する留意事項について」(令和元年9月19日付け薬生食基発0919第2号)を参照。

厚生労働省健康·生活衛生局 食品基準審查課新開発食品保健対策室